

女満別福祉会の役員報酬及び費用弁償規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人女満別福祉会（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第2条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給する。なお、同一の日に2種以上の会議等に出席した場合は、重複して支給しない。

- 2 法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 報酬の額は、別表第1に定める額とする。

- 2 法人の全理事の報酬総額は、年間50万円以内とする。
- 3 法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 4 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(費用弁償)

第4条 法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用（以下「費用」という。）を支給する。なお、同一の日に2種以上の会議等に出席した場合は、重複して支給しない。

- 2 費用弁償の額は、別表第2に定める額とする。
- 3 公務のため旅行したときは、女満別福祉会旅費規程による。

(支給の方法)

第5条 役員等の報酬及び費用は、会議等に出席した都度、支給する。

(支給の形態)

第6条 報酬及び費用は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 (平成17年12月1日制定)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から一部改正し施行する。

この規程は、平成25年4月1日から一部改正し施行する。

この規程は、平成29年4月1日から一部改正し施行する。

附 則 (令和7年3月7日 令和6年度第7回理事会)

(令和7年3月24日 令和6年度第5回評議員会)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（役員等の報酬）

（1）理事

	日 額
理事会等会議への出席	4,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	4,000円

（2）監事

	日 額
監事監査等への出席	4,000円
理事会、評議員会等会議への出席	4,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	4,000円

（3）評議員

	日 額
評議員会への出席	4,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	4,000円

（4）評議員選任・解任委員

	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	4,000円

（5）苦情相談員

	日 額
苦情相談員会への出席	4,000円

別表第2（費用弁償）

地 区	金 額	地 区	金 額
巴 沢 5km	230円	開 陽 14km	644円
大 東 6km	276円	本 郷 5km	230円
湖 南 4km	184円	大 成 8km	368円
日 進 9km	414円	住 吉 6km	276円
中 央 4km	184円	豊 里 8km	368円
朝 日 5km	230円	町 外	旅費規定に 準ずる